

1-23. 那覇市議会ハラスメント防止条例施行規程

令和 7 年 6 月 13 日
議会訓令第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、那覇市議会ハラスメント防止条例(令和 7 年那覇市条例第 36 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談窓口の設置)

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の規定により、那覇市議会ハラスメント相談窓口を設置し、議会ハラスメント相談員を置く。

2 議会ハラスメント相談員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 弁護士

(2) 公認心理師

(3) 臨床心理士

(4) 認定ハラスメント相談員

(5) 前各号に掲げる者のほか、ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者であって、那覇市議会議長(以下「議長」という。)が適当と認めるもの

3 条例第 6 条第 2 項に規定する申立人からの相談は、電話、電子メール、面談等によるものとする。

4 前項の相談を受け付けた議会ハラスメント相談員は、遅滞なく、相談業務に当たるものとする。

(被害防止措置が必要な場合の報告)

第 3 条 議会ハラスメント相談員は、条例第 7 条第 2 項に規定する報告を行うに当たっては、相談の内容、調査の結果その他被害防止措置が必要と判断した理由がわかる資料を提出するものとする。

(被害防止措置等)

第 4 条 条例第 10 条第 2 項に規定する被害防止措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

(1) ハラスメントになるおそれがあると認める場合 注意喚起

- (2) ハラスメントであると認める場合 中止の求め
- (3) ハラスメントが繰り返される場合 指導
- (4) ハラスメントが繰り返され、又は、その程度が甚だしいと認める場合
勧告

2 条例第 10 条第 2 項の規定により、議長が被申立人に対し被害防止措置を講じたときは、申立人にその旨を通知する。

(取組状況の公表)

第 5 条 条例第 12 条の規定による取組状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行う。

付 則

この規程は、令和 7 年 6 月 13 日から施行する。

【制定理由】

那覇市議会ハラスメント防止条例(令和 7 年那覇市条例第 36 号)第 14 条の規定に基づき、同条例の施行に関し必要な事項を定めるため。